

## 現場代理人の直接的な常時雇用について

○ 「直接的な雇用関係」とは、技術者等とその所属事業者との間に第三者の介入する余地のない、雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいいます。

「常勤(常時雇用)」とは、事業所においてフルタイムで勤務する形態をいいます。

「従業員」とは、事業主に直接的な雇用関係のある労働者のうち、雇用期間の定めのないフルタイム労働者をいいます。

従って、以下の様な雇用形態の従業員は常勤従業員には該当しません。

- 1 在籍出向者、派遣社員については、直接的な雇用関係にあるとはいえません。
  - 2 「日々雇用」は、1日の雇用という期間を限定された雇用が繰り返されたものであり、常勤従業員には該当しません。
  - 3 「この業務が完了するまで」というものも雇用期間を限定されたものであり、常勤従業員には該当しません。
  - 4 他の従業員が月に25日の勤務であるにもかかわらず、当該者が10日の勤務だけでよいというものは、「常勤」の要件に欠け、また、他の従業員が1日8時間の勤務であるにもかかわらず、当該者が1日4時間だけでよいというのも、「常勤」の要件に欠けるため、常勤従業員には該当しません。
- 雇用関係を確認できる書類を下記に示す。
- 1 源泉徴収票
  - 2 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
  - 3 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
  - 4 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
  - 5 その他、国や自治体等の公的機関が発行する書類